

埼玉県A地区における運賃改定実施による労働条件の改善状況

埼玉県A地区においては、令和2年2月1日からタクシー運賃の改定を実施（改定率9.06%）いたしました。これによる令和4年3月から8月におけるタクシー運転者の労働条件の改善状況について、次のとおり公表します。

1 運賃を改定した事業者数

141社

2 平均増収率

-3.96%

(注) 平均増収率は、次の算式により算出。

$$\frac{\text{令和4年3月から令和4年8月の営業収入（税引き後）}}{\text{平成31年3月から令和元年8月の営業収入（税引き後）}} \times 100 - 100$$

3 一般運転者に係る運転者1人平均賃金上昇率

-1.61%

改定前1人平均給与月額 (平成31年3月～令和元年8月)	改定後1人平均給与月額 (令和4年3月～令和4年8月)
269,359円	265,027円

(注) 一般運転者とは、定時制乗務員等一般運転者以外の運転者を除く運転者をいう。

4 改定による賃金改善率の分布（一般運転者1人平均）

15%以上	10%以上 15%未満	5%以上 10%未満	0%以上 5%未満	-5%以上 0%未満	-10%以上 -5%未満	-10%未満	計
9社	13社	18社	18社	26社	26社	31社	141社

(注) 賃金改善率は、次の算式により算出。

$$\frac{\text{令和4年3月から令和4年8月の運転者一人当たり平均給与月額}}{\text{平成31年3月から令和元年8月の運転者一人当たり平均給与月額}} \times 100 - 100$$

5 営業収入に占める賃金支給率の変動状況（一般運転者に限る。）

103%以上	102%以上 103%未満	101%以上 102%未満	100%以上 101%未満	99%以上 100%未満	98%以上 99%未満	97%以上 98%未満	96%以上 97%未満
41社	10社	17社	35社	15社	10社	6社	3社

95%以上 96%未満	95%未満	計
2社	2社	141社

(注) 賃金支給率の変動状況は、次の算式により算出。

$$\frac{\text{令和4年3月から令和4年8月の賃金支給総額}}{\text{同時期の営業収入}} \div \frac{\text{平成31年3月から令和元年8月の賃金支給総額}}{\text{同時期の営業収入}} \times 100$$

6 その他

(1) 労働者負担の軽減・・・詳細は別記1のとおり

- ・労働者負担を全て廃止した事業者数 3社
- ・労働者負担の一部を廃止した事業者数 4社
- ・労働者負担の一部を廃止し、一部を軽減した事業者数 0社
- ・労働者負担の全部について軽減した事業者数 2社
- ・労働者負担の一部を軽減した事業者数 3社
- ・労働者負担に変更がない事業者数 18社
- ・労働者負担を採用していない事業者数 111社

(2) 手当類の創設・拡充・・・詳細は別記2のとおり

- ・新しく手当を創設した事業者数 3社
- ・既存の手当について金額を増額する等拡充した事業者数 3社

(3) その他・・・詳細は別記3のとおり

- ・その他運賃改定に伴い改善を行った事業者数 22社

<問い合わせ先>

(一社) 埼玉県乗用自動車協会

担当者 高原、遠藤

連絡先 048-863-6431

<配布先>

関東運輸局記者会 (ハイタク等専門紙)

別記

1 労働者負担の軽減

(1) 廃止された労働者負担

・クレジットカード等手数料	4社
・公共的割引料	1社
・無線使用料	1社
・回送時の高速料金	1社
・適齢診断受診費用	1社

(2) 軽減された労働者負担

・クレジットカード等手数料	1社
・無線使用料	1社
・回送時の高速料金	1社
・ロードサービス利用料	1社
・洗車機使用料	1社

2 手当類の創設・拡充

(1) 新設された手当類

・無線協力手当	1社
・無事故手当	1社
・乗務手当	1社

(2) 拡充された手当類

・乗務手当	2社
・無事故手当	1社
・通勤手当	1社

3 その他

・労働時間を短縮した	17社
・賃金規定の見直し	3社
・有給休暇の取得促進等	3社
・脳ドック検査費用の一部負担	1社
・睡眠時無呼吸症候群検査費用一部負担	1社
・退職金制度の導入	1社